

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|-----------------------|
| 1 | 3号機 | IAEA査察のために使用済燃料プール内に保管されているMOX燃料1体をプール内で移動していたところ、当該燃料集合体の下部にテープ片らしきもの1枚（長さ約10cm×幅約5cm）が付着していることを目視にて発見したため、今後、回収作業を実施。 | As | 8月23日公表済 (PDF58kB) |

区分Ⅲ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|-----------------------|
| 1 | 2号機 | タービン建屋1階大物搬入口付近において、仮設ケーブル搬入作業を行っていた協力企業作業員1名が、作業中に気分が悪くなったため、業務車にて病院へ搬送。診察の結果「脱水症の疑い」と診断されたため、熱中症等の予防について関係者に注意を喚起。 | A | 8月23日公表済 (PDF13kB) |

その他：13件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 廃棄物処理系廃棄物地下貯蔵設備制御盤用監視カメラにおいて、映像不良が認められたため、当該カメラを点検・修理 | D | |
| 2 | 2号機 | タービン建屋換気空調系冷却装置（ACH2-8）において、防水板のつなぎ目に破損が認められたため、当該防水板を点検・修理 | D | |
| 3 | 3号機 | 制御棒駆動水ポンプ冷却水ラインドレン弁において、弁グランド部よりにじみが認められたため、当該グランド部を点検 | D | |
| 4 | 3号機 | 所内用空気圧縮系エアレシーバーリリーフ弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 5 | 4号機 | 中央制御室用冷凍機において、「中操用冷凍機給油温度上昇」の警報が発生しトリップ事象が認められたため、当該冷凍機を点検・修理 | D | |
| 6 | 5号機 | 主復水器冷却細管洗浄装置（C系）ボール回収器バイパス弁の絶縁抵抗測定時、制御ケーブルに絶縁抵抗の低下が認められたため、当該ケーブルを修理 | D | |
| 7 | 5号機 | 気体廃棄物処理系容器検査の安全管理審査の調達確認において、高性能フィルタの仕様と実際に取り付けた仕様に相違が認められたため、対応検討 | B | |
| 8 | 5号機 | 廃棄物処理系中央制御室ページング装置において、ケーブル接触不良による通話途切れが認められたため、当該ケーブルを点検・修理 | D | |
| 9 | 6号機 | 原子炉再循環ポンプ出口恒温装置の点検時、電源部用冷却ファンが停止していることが認められたため、当該装置を修理 | D | |
| 10 | 6号機 | 機能検査における要領書判定基準の記載誤りに関連した計器データの確認時、非常用ディーゼル発電設備の機関入口潤滑油圧カスイッチ等において、要領書記載値と計器仕様表記載値に相違（他15件）が認められたため、誤記を訂正及び対応を検討 | C | |
| 11 | 6号機 | 機能検査における要領書判定基準の記載誤りに関連した計器データの確認時、非常用ディーゼル発電設備の機関出口冷却水温度計において、要領書記載の計器番号と操作手順書記載の番号に相違等（他26件）が認められたため、誤記を訂正及び対応を検討 | C | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 12 | その他 | ホールボディカウンタ（PL-3）の定期点検時、校正用密封線源（法律適用外線源）の入った人体模型を落下させて損傷（ヒビ割れ）させたことから、当該人体模型を修理及び対応検討 | C | |
| 13 | その他 | 海生物焼却設備重油圧送ポンプ（B）において、ポンプ側シャフト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで